



「調査報告書2021」からの示唆



中々、終息の見通しの着かないコロナ禍の中、会員の皆様いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、直接対面したり、集まったりすることができず、立てた計画もこの2年、ほとんど実施できませんでした。緊急事態宣言や蔓延防止対応が活動地域に出る度に右往左往するばかりで、なかなか打開策が浮かびません。そうした中でも、今年も、今までの実践活動を参考にして将来ある青少年の事を思いつつ、年間活動計画を立てました。

しかし、年間計画を立てながら、今までの延長線上では通用しないことに気づかされました。

それは、このニューノーマル（新常態）な環境を見据えて、今までの活動を振り返り、そこから、この時代に最も有効な実現可能な育成支援活動を模索して、この時代に相応しい計画を立てることが必要不可欠なことです。Webやリモートを活用したり、受信、発信の対応を変えたりなど、やり方次第では、従来よりも活発な対応が期待できるかもしれませんが、特に、リモート対応は、今まで、直接、集合するやり方には移動の制約がありましたが、そうした制約なく全国区で展開できる点は優位に働くとおもいます。

その様な状況の中、今年6月に刊行出来た「調査報告書2021」は、万を持したタイミングで、皆様の活動のヒントになるのではないのでしょうか。ホームページにも掲載されておりますので是非ご活用ください。

重ねてではございますが、「調査報告書2021」は、調査に協力して頂きました会員の、過去の難儀や嬉しかった実践活動の報告などの集大成です。「調査報告書2021」は、新時代の青少年育成支援活動の計画を立てる時、お役に立つ示唆に富んだものですのでフル活用をお願いいたします。

また、何かの行き違いで「実態調査2021」に回答頂けなかった会員の皆様は、日常的に素晴らしい青少年育成支援活動を実践されておられます。共に同じ目的に向かって前進して参りましょう。

今後は、「実態調査2021」を活用した実例を是非、アド連の事務局にご連絡頂きたく宜しくお願い致します。その活用内容を皆様に発信し、調査報告書2021の輪を拡げていきたいと思っております。



「調査報告書2021」が示すアドバイザー の新たな受信型 育成支援とファシリテーターとしての役割を探る

群馬大学名誉教授
全日本青少年育成アドバイザー連合会
顧問 萩原元昭

I 「調査報告書2021」で明らかになった実態

- (1) コロナ禍下では、アドバイザーの過半数（51.9%）が青少年育成支援活動の中止、延期で困惑している。
- (2) コロナ禍下でも、青少年・若者の意向に寄り添ったり、参画のファシリテーター（手助け人）としていわゆる受信型の多種多様な新たな育成支援活動を創出されたアドバイザーの具体的には「園や学校の校庭での子どもの遊び、運動の環境づくりやお世話（12.9%）、子どもたち、若者の求めに応じた電話相談などの担当員（7.7%）、「生活費で困っている貧困家庭の子供に食事などの提供、支援活動」（7.1%）などの事例が挙げられている。

II 今後、アドバイザーが望む青少年育成支援の過半数が青少年・若者の意向を傾聴し、受信し、青少年・若者の主体的参画に寄り添いファシリテーターとしての役割を演ずる強い意向を表明。

- (1) 具体的には「青少年が困ったときの相談相手」（44.8%）、「地域の青少年が集まって仲間同士が楽しめるような居場所作りを支援する活動（42.9%）、「青少年が仲間と主体的に参画したい活動のファシリテーターとしての役割」（35.4%）などが挙げられている。
- (2) 全日本青少年育成アドバイザー連合会の支援活動の基本的な視点として、SDGs やESDの考え方を取り入れることの検討を提案したい。アドバイザーが今後実施してみたい活動の中に「地球、地域の青少年がESD/SDGsの担い手となるための積極的に参画できる機会の拡大に関する支援活動をあげたアドバイザーの方々が20.6%おられたことに注目したい。

地域の青少年・若者が自ら地球的課題に関心を持ち、SDGs（地球市民としての2030年までの17の行動目標）並びにその担い手の育成としてのESD（持続可能な開発のための教育）への参画の促進とそのファシリテート（手助けすること）としてのアドバイザーの役割の必要性が調査結果2021では示唆されている。

なお、調査結果に基づくアドバイザー支援の検討課題については、「調査報告書2021」の冊子34頁を参照して頂ければ幸いです。



子どもが伸びるチャンスを活かそう

アドバイザー会員からのお便り



鳥取県青少年育成アドバイザー協議会
会長 西浦公子

笑顔の「岩美こども食堂」

「岩美こども食堂」のオープンは、2018年
5月31日でした。

こどもの貧困や虐待などの問題が頻繁にニュー
ースなどで取り上げられ子ども達の居場所として

のこども食堂のことが気になりはじめたころ、友人からの助言もあり、岩美町役場の担当者に出
会い、話はトントン拍子に進み、使っていなかった部屋の改装、調理器や食器などを整えました。

開催日を第2第4木曜日としたのは、子ども達のためだけではなく、親がホッと息抜きがで
きる場にしたいとの思いがありました。

順調に月2回のペースで進んでいきましたが、新型コロナ
ウイルスの件で、学校は急にお休みとなり、外出禁止とな
ったので、子ども達の居場所や行くところがなくな
りました。そこで、こども食堂の開催を毎週にしま
らえないかと打診があり、6ヶ月間、毎週開催しま
した。

鳥取県の感染者は少なかったのですが、対策として、
手洗い・検温・畳の消毒などと共にオゾン発生器を
設置し、参加者の安全を守る努力をしています。



岩手県青少年育成アドバイザー連絡会
監事 横澤 繁 (15期)

全日本青少年育成アドバイザー連合会の一般社団法人化取組への意見

本年7月の岩手県青少年育成アドバイザー連絡会役員会において、平井会長より全日本青少年育成アドバイザー連合会の一般社団法人化についての報告を受け、NPO法人岩手県レクリエーション協会理事長と青少年関連の2つの一般財団法人評議員として活動しています私は、法人化を目指すことに賛成であると発言いたしました。アドバイザーの皆さまの中には、今までどおり任意団体のままでも活動ができている方もおと思いますが、私の3法人での活動の経験から、任意団体から一般社団法人に移行することは、アドバイザーの皆さまの目標である「青少年の健全育成」を実現するために必要なことだと感じております。法人化により、社会に対して重い立場につくこととなりますが、アドバイザーの皆さまが自ら青少年健全育成に関する社会的課題を解決する手段を手に入れることができるのです。その手段を自由に使いこなす能力を磨きながら活動することにより社会から認められる団体となることができると思います。

岩手県レクリエーション協会でNPO法人化の検討が始まった22年前を思い出しました。収入の多くは会費によって占められ、会費への依存度が高く、大きな予算にならないために限定された活動になり、公共性の活動が少なかったのです。アドバイザーの活動を支えている基本はボランティア活動がベースになっておりますが、一般社団法人化には、「人、モノ、金、情報」の確保が必要です。一般社団法人の事業は、ボランティアで実施する活動と、契約の環境において収益を生み出す部分との使い分けをして、目標の実現のために事業をつくり上げ、そしてお金を集めることです。、会員の皆さまが、アドバイザーは青少年のために活動する役割があると意欲を持って、法人化への課題解決について前向きに検討いただきますことを願っております。





目標1.貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標2.飢餓をゼロに



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



目標3.すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標4.質の高い教育をみんなに



すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.1	2030年までに、すべての女兒及び男児が、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての女兒及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての女性及び男性が、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。

令和3年度 アド連会長表彰受賞者のご紹介

前年度に続き総会は、書面となりましたことから、本年度は、各アド会から2名の推薦を頂き理事会で承認を得ましたので紹介いたします。

受賞おめでとうございます

受賞者一覧 敬称略

岩手県	谷 藤 礼 子	岩手県	横 澤 繁
茨城県	本 宮 容 子	茨城県	田 山 喜 子
和歌山県	飛 田 克 哉	和歌山県	前 康 夫
徳島県	村 井 明 子	徳島県	谷 口 崇 義
鳥取県	西 上 洋 治	愛知県	近 藤 妙 子

青少年育成アドバイザー東京会休会のお知らせ

東京会溝口泰志会長から全日本アド連会長宛に休会届が提出されたことから、6月30日付けで書面臨時理事会を開催し、議案提出すると承認多数で休会が承認されました。

運営細則の規定にりる会費は免除となります。休会の期間は明らかではありませんが早期の復帰を祈念致します。

石川県・岡山県・山口県アド会の脱会扱いについてのお知らせ

3県のアド会につきましては3年以上の会費滞納があることから、運営細則の規定により、会費は、未収金として処理し脱会扱いといたします。

【編集後記】

本号から、誰ひとり取り残さない開発目標（SDGs）の17の開発目標と169項目について掲載いたします。記事を参考にいただき皆様の地域や団体で目標設定していただき活動されることを願っています。

また、全国のアドバイザーからの便りを掲載することになりました。会員の皆様が、日頃活動されている内容や思いを紹介いたします。また、都道府県アド会で広報紙を発行されましたら事務局にも一部頂けるようにご配慮をお願い申し上げます。

宮後弘満拝